

PSI認定者限定 アドバンス研究会 参加規約

臨床・研究の知を共有し、PSIを用いた実践を深めるために

第1条（目的）

本研究会は、知覚入力型インソール（PSI）を用いた介入方法、症例、先行研究および最新知見を共有し、参加者の専門性と実践の質を高めることを目的とします。

第2条（参加資格）

1. 参加者は、合同会社ASIが認める「PSI Basic Instructor」認定者に限ります。
2. 法人会員として登録する場合も、研究会に参加するすべての者が同認定者でなければなりません。
3. 申込内容または認定状況に虚偽がある場合、合同会社ASI（以下「当社」）は申込みの不受理、参加停止または退会の措置をとることができます。

第3条（会員区分・年会費・会員年度）

1. 個人会員：年額12,000円。病院・施設等に勤務する個人、および個人事業主を対象とします。PSI Basic Instructor認定資格の更新には、年会費の納入が必要です。研究会への参加および導入セミナーへのリピート参加は、資格更新の必須要件ではありません。
2. 年会費を先に納入した個人会員は、同一会員年度内に、当社が実施する知覚入力型インソール®導入セミナーへ1回無料でリピート参加できます。
3. 個人会員が年会費の納入前に導入セミナーへ有料でリピート参加した場合、その参加料を当該会員年度の年会費の納入に代わるものとして扱い、当該年度の年会費を免除します。
4. 前2項の無料リピート参加または年会費免除は、1会員年度につき1回、認定者本人に限り適用します。権利の譲渡、翌年度への繰越し、換金または返金はありません。参加は開催日程および定員の範囲内とし、予約後の無断欠席は利用済みとして扱います。2回目以降のリピート参加料は別途必要です。
5. 法人会員：年額30,000円。個人事業主を除く法人が、PSIを生業その他の事業として利用する場合を対象とし、PSI Basic Instructor認定者2名まで登録できます。
6. 法人会員が登録者を追加する場合、認定者1名につき年額10,000円を追加で支払うものとします。研究会へ参加し、PSIを実施する者は、全員が同認定者でなければなりません。
7. 会員年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第4条（申込み・成立・支払い）

1. 所定の申込フォームに必要事項を入力し、本規約に同意して申込みます。
2. 当社が参加資格を確認し、申込者に承認および支払方法を案内した時点で入会を承認します。会員資格は、年会費の入金確認後、または前条第3項により年会費を納入したものとして扱うことが確定した後に有効となります。
3. 参加者都合による退会、欠席または資格停止の場合、支払済みの年会費は返金しません。ただし、当社の都合により研究会を継続できない場合は、未実施期間等を考慮して当社が対応を決定します。

第5条（研究会の内容およびAdvance Instructor認定）

1. 研究会では、症例共有、PSI作製の個別評価と設計、研究紹介、最新知見のアップデートおよび認定者間の情報交換等を行います。
2. 研究会は、1会員年度につき3回開催します。実施方法、日時および内容は当社が別途案内します。
3. PSI Advance Instructorの認定には、同一会員年度に開催される研究会のいずれか1回以上への参加、および当社が定める様式による症例報告の提出が必要です。当社が参加および症例報告の内容を確認した後、認定証を発行します。

第6条（個人処方・PSIの作製および提供）

1. 会員は、会員資格の有効期間中、認定者本人による個人処方を前提として、知覚入力型インソール®（PSI）を作製し、評価対象者本人へ提供または販売することができます。
2. 「個人処方」とは、PSI Basic Instructor認定者が対象者本人を直接評価し、その評価結果に基づいて、対象者ごとに突起の種類、硬度、位置および組合せ等を個別に決定したうえで、当社が指定する正規のPSIクラフトキットおよび専用部材を使用し、当該対象者に対してPSIを作製・提供することをいいます。
3. 対象者の評価、突起の決定、適合確認ならびに使用方法および注意事項の説明は、認定者本人が行うものとします。補助作業を他者が行う場合も、認定者が管理し、最終確認を行わなければなりません。
4. 自作・模倣した突起または当社が指定しない部材を用いたもの、認定者が直接評価しないもの、既定配置を選択するだけのもの、同一仕様の反復作製・量産、事業者への卸売または第三者による再販売は、本条の個人処方には含みません。

第7条（特許・商標および商品開発）

1. PSIクラフトキットに関する特許は、面ファスナー等により突起を着脱可能に配置する所定の構造・形式を対象とするものです。会員資格は、同様のクラフトキットまたは特許形式を会員が自ら製造する権利を付与するものではありません。この形式を自社製造または商品化する場合は、権利者である大学との別途契約が必要です。
2. 認定者が個人処方として対象者本人へPSIを作製・提供する行為と、法人等が商品名、サービス名、広告、量販品またはパッケージに「知覚入力型インソール®」もしくは「PSI」を使用する事業的な商標利用とは区別します。事業的な商標利用は、事前に当社へ相談し、必要な確認を受けるものとします。
3. 3D造形を含め、PSIの知識、評価方法、突起配置等を応用した商品・サービスの開発、製造または事業化を行う場合は、事前に当社へ相談し、原則として研究会参加とは別のBtoB契約を締結するものとします。
4. OEM、プライベートブランド、別名称による開発、規格品・量産品としての製造販売、設計・製造データの第三者提供その他PSI由来の知識を用いた事業展開を、会員資格のみで行うことはできません。
5. 会員であることのみをもって、当社の代理店、提携先または公認事業者であると表示することはできません。

第8条（非医療機器・広告および表示）

1. PSIは医療機器ではなく、疾病の診断、治療または予防を目的とするものではありません。足底への知覚入力を通じて、対象者の気づきと運動変化を支援するための評価・介入・教育ツールです。
2. 会員は、治療、矯正、予防、必然的な改善その他特定の効果を保証する表示を行ってはならず、広告・説明に関する法令を自らの責任で遵守するものとします。
3. 会員が独自に行う広告、効果表示、販売表示または説明の内容および結果について、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合を除きます。

第9条（秘密保持・症例情報および広報利用）

1. 参加者は、研究会で知り得た非公開の症例情報、技術情報、研究情報、事業情報および他の参加者の情報を、当社または権利者の許可なく第三者へ開示してはなりません。
2. 症例を共有する場合、個人を特定できないよう十分に匿名化し、所属施設の規程および関係法令等に従って必要な同意・承認を得るものとします。
3. 当社は、本人その他必要な関係者の同意を得たうえで、モザイク処理、匿名化、トリミング等の個人情報保護措置を行い、研究会活動の紹介として、症例画像、動画その他の記録を当社のウェブサイト、SNS、印刷物等で使用することがあります。広報利用への同意は別途取得し、同意しないことを理由に研究会参加上の不利益を与えません。
4. 秘密保持義務は退会後も存続します。

第10条（知的財産・記録の禁止）

1. 研究会で提供する資料、画像、動画、評価方法その他のコンテンツに関する著作権等は、当社または正当な権利者に帰属します。
2. 当社の事前許可なく、録音、録画、撮影、複製、転載、配布、公衆送信、教材化または第三者への提供を行ってはなりません。
3. 研究会で得た知見を適切な範囲で臨床・教育に活用することはできますが、秘密情報および知的財産を侵害してはなりません。

第11条（禁止事項・資格終了後の取扱い）

1. 他の参加者への迷惑行為、研究会運営の妨害、認定資格の不適切な表示、法令・公序良俗または本規約に反する行為があった場合、当社は注意、参加停止または退会の措置をとることができます。
2. 会員資格または認定資格が終了した場合、新規のPSI作製・販売、PSIクラフトキットおよび専用部材の新規購入、ならびに認定者・研究会会員としての表示を停止するものとします。既存利用者に対する安全上必要なフォローはこの限りではありません。
3. 退会後も、会員限定資料、設計資料および秘密情報の利用または第三者提供を行ってはなりません。

第12条（実施責任・免責）

1. 当社は、研究会において知識、教育、認定制度および専門的な情報共有の機会を提供するものであり、完成したインソールの製造販売者ではありません。
2. 対象者への適用判断、評価、作製、適合確認、経過確認、販売、使用説明および独自の広告は、これを実施する会員または法人の責任で行うものとします。
3. 研究会で提供する情報は、個別の診療・治療結果、研究成果または事業成果を保証するものではありません。会員の行為から生じた損害について、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合を除きます。

第13条（個人情報の取扱い）

当社は、申込みにより取得した個人情報を、参加資格の確認、会員管理、研究会の案内・運営、連絡および関連サービスの案内に必要な範囲で利用し、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供しません。

第14条（規約の変更）

当社は、研究会の運営上必要な場合、本規約を変更することがあります。重要な変更は、ウェブサイト、電子メールその他適切な方法で事前に案内します。

第15条（協議・準拠法）

本規約は日本法に準拠します。本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合、参加者と当社は誠実に協議して解決するものとします。

附則（2026年度の移行措置）

1. 2026年8月31日までにPSI Basic Instructorとして認定された者を、本附則の移行措置の対象とします。
2. 移行手続期間は、2026年9月1日から2026年12月31日までとします。
3. 移行会費は、個人会員6,000円、法人会員15,000円（PSI Basic Instructor認定者2名まで）とします。法人会員が登録者を追加する場合の移行期間中の追加登録料は、追加1名につき5,000円とします。
4. 移行手続を完了した者の会員資格およびPSI Basic Instructor認定資格の有効期間は、入金確認日から2027年3月31日までとします。
5. 2026年12月31日までに所定の更新手続および移行会費の納入が確認できない場合、PSI Basic Instructor認定資格は2027年1月1日付で失効します。
6. 2027年度以降は、第3条に定める通常年会費を適用します。2027年度会費は2027年3月15日に決済し、その対象期間は2027年4月1日から2028年3月31日までとします。